（前のページより続き）

〔国会事項〕
財務省　二
〔人事異動〕
財務省　二
〔皇室事項〕
通　運　三
〔官庁報告〕
海事補佐人の登録、登録抹消（海難審判所）　三
労　働
争議行為の通知の公表について（厚生労働省）　三
最低賃金の改正決定に関する公示（北海道労働局最低賃金公示三、四、福島同二、神奈川同二、三、兵庫同一〇、沖縄同三）　三
国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（国土交通省）　三
〔公　告〕
諸事項
官庁
金融商品取引業者に対する行政処分（金融庁、財務局）、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品の輸入額、公示送達、建設業の許可の取消処分関係　三
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係　二
地方公共団体
公債抽せん（東京都区）関係　二
会社その他
本号で公布された法令のあらまし　二五
◇化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二五五号）（経済産業省）　二六
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二一年五月二〇日法律第三九号）（同法附則第一条第一号から第三号までの規定を除く。）の施行期日を平成二二年四月一日とすることとし、同法附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日を平成二三年四月一日とすることとした。
◇化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二五六号）（経済産業省）
1　第一種特定化学物質として、ペルフルオロ（オクタン―一―スルホン酸）（別名ＰＦＯＳ）又はその塩等を追加指定することとした。（第一条関係）
2　第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品として、ＰＦＯＳ又はその塩等について、航空機用の作動油等を追加指定することとした。（第三条関係）
3　第一種特定化学物質を使用することができる用途として、ＰＦＯＳ又はその塩について、圧電フィルタ等の製造に使用するエッチング剤等の製造を指定することとした。（第三条の二関係）
4　技術上の基準に従わなければならない第一種特定化学物質が使用されている製品として、ＰＦＯＳ又はその塩について、圧電フィルタ等の製造に使用するエッチング剤等を指定し、当分の間、消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤を追加することとした。（第三条の三及び附則第三項関係）
5　技術上の指針の公表を行う第二種特定化学物質が使用されている製品として、トリクロロエチレン等について、接着剤（動植物系のものを除く。）等を指定することとした。（第五条関係）
6　この政令は、一部の規定を除き、平成二二年四月一日から施行することとした。
◇化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令等の一部を改正する政令（政令第二五七号）（経済産業省）
一　化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部改正関係
1　一般化学物質の製造又は輸入に係る届出を要しない数量は、一トンとすることとした。（第五条関係）
2　優先評価化学物質の製造又は輸入に係る届出を要しない数量は、一トンとすることとした。（第六条関係）
二　中央環境審議会令及び経済産業省組織令の所要の規定の整備を行うこととした。
三　この政令は、平成二三年四月一日から施行することとした。